

障害児通所支援事業所管理者 様

岡山市保健福祉局障害・生活福祉部  
障害福祉課長

個別サポート加算（Ⅱ）を算定する場合の取扱いについて

日ごろから本市障害福祉事業についてご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定において、要保護児童又は要支援児童を受け入れた場合において、家庭との関わりや、心理的に不安定な児童へのケア、関係機関との連携が必要となることを考慮し、児童相談所や母子健康包括支援センター等の公的機関や、要保護児童対策地域協議会、医師との連携を行うことへの加算として、「個別サポート加算（Ⅱ）」が創設されました。つきましては、本市の「個別サポート加算（Ⅱ）」算定の場合の取扱いについて、次のとおりとします。

記

- 1 請求方法 国保連に請求してください。
- 2 提出書類 以下 2 点を提出してください。  
(1) 個別支援計画の写し  
(2) 個別サポート加算（Ⅱ）算定に係る報告書  
※連携機関との共有日から 1 年毎に提出してください。
- 3 提出期限 サービス提供月の翌月 1 0 日まで。
- 4 提出先等 岡山市障害福祉課へ郵送等で提出。
- 5 その他 期限までに提出書類が確認できない場合は返戻扱いとします。  
本取扱いは、令和 3 年 7 月請求分より適用とします。

【問合わせ・送付先】

〒700-8546

岡山市北区鹿田町一丁目 1 番 1 号

岡山市保健福祉局障害・生活福祉部

障害福祉課管理係

電 話 0 8 6 - 8 0 3 - 1 2 3 5

F A X 0 8 6 - 8 0 3 - 1 7 5 5